

第三者評価結果

事業所名：東門前保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
●ホームページ、「保育園のしおり」に、保育理念、保育方針、保育目標を記載しています。運営法人の公益財団法人神奈川県労働福祉協会（以下、法人という）は、1957年に設立され、その後1960年に東門前保育園を開設しました。開設の理由である「保護者の子育てと就労の両立支援」は、理念の中に含まれており、保育所として目指す方向を読み取ることができます。保護者に対しては、毎年度4月に開催する「合同懇談会」で説明しています。職員に対しては、職員会議で読み合わせを行う等、理念、方針、目標の浸透を図っています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
●園では、全国保育協議会、川崎市社会福祉協議会、川崎区保育園園長会に加盟しており、それら組織の会合、研修会に園長が出席しています。また、組織から継続配信されるメールを受信しています。こうした取り組みにより、社会福祉事業の動向、保育行政の動向、社会福祉関連の法令の制定改廃の情報等を把握しています。また、法人の理事会、評議員会にも園長は参加し、地域の保育ニーズ、年少者の人口動態、保育園を取り巻く経営環境等について情報を入手しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント>	
●法人は、理事会及び評議員会への園長の参加を認めているので、園長はこれらの会合に出席して、運営法人を取り巻く経営環境や財政状況、今後の事業計画等について、現状や課題を把握しています。この他に、法人が運営している施設の長が集まる「施設長会議」、運営3保育園の園長と法人担当者が集まる「園長会」も開催されており、園長は、法人役員、他施設の施設長、姉妹保育園の園長と常に情報交換、情報共有を行うことができます。こうした場において入手した情報は、必要に応じて職員にも伝え、組織として課題解決に取り組んでいます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
●法人は、毎年度、「事業計画書」を策定しており、その中で、運営している事業ごとに「年度方針」を掲げています。保育園事業についても、運営している3保育園について、「保育を通じた子育て支援」と題する章を設け、そこで園ごとに今期の方針を明記しています。この方針の中には、次年度以降も継続する取組みも含まれており、中期事業計画になっていると見なすこともできます。東門前保育園としては、自園に関わる部分を抜き出して、園としての中期事業計画書として文書化しておくとうまいでしょう。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---

<コメント>

●運営法人が策定している各年度の「事業計画書」では、運営している3保育園について、園ごとに当該年度の事業方針を掲げています。東門前保育園については、2021年度は、(1)特色を活かした保育、(2)地域との交流、(3)施設設備の整備、の3項目で具体的な方針を記しています。方針には、数値目標が含まれているものもあります。この項目に関しても、自園に関わる部分を抜き出して、園としての年度別事業計画書として文書化しておくとうまいでしょう。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
--	---

<コメント>

●年度ごとの「事業計画書」は、実質的には中期事業計画も含んだものになっています。この「事業計画書」は、運営法人が、運営している各事業の収支状況、運営法人を取り巻く経営環境、社会福祉政策の動向、地域の人口動態等を分析しながら策定しており、また、前年度の事業計画を踏まえた内容にもなっています。園長として、この「事業計画書」を職員会議等で職員に説明し、法人の考え方をより理解させるよう努めていかれることを期待いたします。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>

●法人が策定している年度ごとの「事業計画書」では、東門前保育園については、2021年度は、例えば、下駄箱を交換すること、壁クロスを改修・交換すること等、保育園の環境整備の計画も含めて記載されています。園長は、こうした計画等については、年度当初に開催する「合同懇談会」で説明している他、毎月発行の「園便り」でも伝えています。今後は、当該年度の計画に加えて、2~3年後の計画予定等も伝え、保護者にも東門前保育園の中期的な見通しを示していかれるとうまいでしょう。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

<コメント>

●園では、毎年度末に、園長以下主たる職員がチームを組んで、園としての自己評価をまとめています。評価は、(1)総則、(2)子どもの発達、(3)保育の内容、(4)保育の計画及び評価、(5)健康及び安全、(6)保護者に対する支援、(7)職員の資質向上、の7項目に分けて集計しています。また、保護者に対しても、年度末にアンケートを実施し、行事等を中心に、保護者の意見、意向を聞いています。自己評価及び保護者アンケートの分析結果は、次年度の全体的な計画、年間行事計画に反映させています。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>

●園としての自己評価の結果については、冊子にまとめ、職員にも配付しています。園長は、年に2回、職員面談を行い、面談の場において、自己評価結果に関する職員の感想、意見も聞くようにしています。それにより、保育活動のあり方を見直すこともあります。例えば、園では、わらべうた、童謡を重点的に活用していますが、若い保育士の意向も踏まえて、例えばピアノ伴奏による歌唱等も取り入れるように改善を図っています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<コメント>	
<p>●園では、「東門前保育園運営規程」を策定しており、その中で、「職員の職種、員数及び職務の内容」と題する一条を設け、園長の職務内容も規定しています。また、「事務分担表」も策定し、園長以下、職員ごとに、担当すべき業務を細かく具体的に列挙しています。両文書とも職員に配付し、周知しています。保護者に対しては、「重要事項説明書」において、職員の職種、員数、職務内容を明記して、園長の役割をはっきりと伝えています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>●園長は、全国保育協議会、川崎市社会福祉協議会、川崎区保育園園長会の総会、定例会、研修会等に出席しており、そこで社会福祉や保育関連の法令の制定改廃状況、マニュアルや指針等の改定情報等を入手しています。また、運営法人の理事会、評議員会、施設長会議、保育園園長会等でも、法令に関わる情報の提供を受けています。こうした情報を入手した時は、園で制定している規定、マニュアル等について見直しの必要があるかどうかを、すぐに主任保育士を交えて検討するようにしています。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>●園では、園としての自己評価を毎年度末に行っています。また、職員個人についても、運営法人共通の「人事評価表」に基づいて、自己評価を実施しています。同評価表では、園長による評価欄もあり、これを基に年に2回行う職員面談では、職員の能力、資質向上のための助言を適切に行っています。また、(1)ケースカンファレンス、(2)園の理念を改めて確認するための学習会、(3)ヒヤリハット分析を行う研修、等、園内研修を毎月開催し、保育園全体として、保育の質を向上させるよう取り組んでいます。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>●園長は、11月と3月の年2回、職員との面談を行っています。その際は、職員の人事上の希望や、職場環境、労働条件等に関わる要望等も聞き取っています。園では、限られた職員数の状況下においても、(1)残業が少ない、(2)年次有給休暇をきちんと取れる、(3)外部研修に参加できる、ための工夫に尽力しています。こうした業務改善については、姉妹園の園長と法人担当者とが集まる「園長会」でも議題にし、法人全体として職場環境を向上させるよう努めています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b
<コメント>	
<p>●園では、法人と一体となって採用活動に取り組んでいます。(1)求職者向けホームページの設置、(2)ハローワークでの登録、(3)求人サイトでの登録、(4)人材紹介会社での登録、(5)職員に対する人材紹介依頼、(6)就職フェアへの参加、(7)保育士養成校への訪問、等、様々な媒体、ルートを活用して募集活動を行っています。しかしながら、応募状況は芳しくないとのことですので、今後は、求職者に対する園の情報提供をより充実させる等、対策を講じることが望まれます。</p>	

【15】 II-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

●園では、「コンシェルジュ宣言」と題する、職員が利用者に対して懇切丁寧に接するよう努めることを宣言した文書を策定しています。例えば、「絶えず笑顔での対応を心がけます」、「全身で誠意を示します」、「誤りには誠意をもってお詫びいたします」等の規範が含まれており、東門前保育園の職員としてあるべき姿勢、取るべき行動を具体的に示したものとなっています。園では、同宣言を職員に周知し、常に意識を促すと同時に、人事評価の際の1つの観点としても用いています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

●法人では、職員の福利厚生として、(1)「川崎市保育士宿舍借り上げ支援事業」を活用した家賃補助、(2)退職金制度の導入、(3)横浜市勤労者福祉共済(ハマふれんど)の加入、等を行っています。また、園には職員用休憩室があり、食事や休息を取れるようにしています。昨年度は、休憩室に電子レンジを設置する等、備品類の充実にも努めています。また、ハラスメント相談窓口を設定し、職員が法人に対して直接、意向を申告する制度を設ける等、職員が相談しやすいような仕組みも用意しています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

<コメント>

●園では、「コンシェルジュ宣言」を策定し、東門前保育園の職員としてあるべき姿勢、取るべき行動を明示しています。同宣言に定める規範は、人事考課の1つの観点にもしています。年に2回行う職員面談では、次の半期の目標を設定してもらっており、園長は職員が自ら設定した目標を達成できるよう、適切な助言を行っています。今後は、キャリアパスの筋道を示して、職員がより長期的目標を持てるようにすると尚良いと思います。

【18】 II-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

<コメント>

●園では、園内研修を毎月1回程度開催しています。また、外部研修の受講も奨励しており、この2種類の研修により研修機会を確保しています。内部研修では、例えば、学習障害や保育所保育指針等をテーマにし、園長や主任が講師となって開催しています。外部研修については、受講案内を回覧して参加希望を募るだけでなく、園長からも個別に働きかけて受講を勧めています。

【19】 II-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

<コメント>

●年度末にまとめる、園としての自己評価において、「職員の資質向上」も評価項目とするなど、研修を重要視しています。そして、内部研修と外部研修の2種類の研修により、研修機会を確保していますが、外部研修は積極的な受講を勧めており、職員によっては、年に5~6回受講している職員もいます。また、非常勤職員についても、希望があれば参加を認めています。外部研修については、報告書の提出を求め、配付された資料と共に回覧し、研修成果を全職員で共有できるようにしています。なお、現状では法人主催の研修は実施されていませんが、従前は行われていたこともあり、Zoom等も普及している今、再実施の検討が望まれます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
<コメント>		
●園では、「実習生オリエンテーション」と題する文書を策定し、その中で、(1)実習内容、(2)実習生に連絡すべき事項、(3)実習生としての注意事項、(4)日誌作成、(5)出勤簿、等、実習生指導についての手順や実習内容、実習で作成する書類等について定めています。また、実習生指導は、主任が行うこととしています。今後は、実習生マニュアルをより整備すると共に、保育実習指導者研修を行う等、中堅職員にも実習生指導機会を与えることで、職員の能力開発を進めていかれることを期待いたします。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
<コメント>		
●園のホームページでは、保育理念、保育方針、保育目標を掲載すると共に、職員としてあるべき姿勢、取るべき行動を宣言した「コンシェルジュ宣言」もその全文を掲載しています。「保育園のしおり」においても、冒頭のページで、保育理念、保育方針、保育目標を掲載しています。第三者評価は、前回は2016年に受審していますが、ホームページには評価結果のリンク先を明記していません。苦情解決の仕組みについては、「保育園のしおり」において、チャート図を用いて、手順と共に明記しています。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント>		
●園では、「東門前保育園運営規程」を策定し、事務員を置くことを定めています。そして、非常勤の事務職員を雇用し、小口現金の管理、納入業者等への現金払い等は事務員に担ってもらっています。それ以外の経理事務については、法人の経理担当者が3保育園を一括して処理しています。法人では、保育園以外の事業も含めて、社会保険労務士、税理士、弁護士に専門業務を委託し、同時に助言指導を受ける等、適正な業務運営に心がけています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
<コメント>		
●園では、様々な形で地域交流を実践しています。まず、園のリソースを地域に提供、還元する取り組みとして、(1)離乳食の試食会、(2)夏祭り、節分、七夕等のイベントへの参加の呼びかけ、(3)健康相談、(4)園庭開放、(5)屋外プール開放、等を行っています。また、(a)公園を清掃する、(b)地域の夏祭りにお囃子として参加する、(c)近隣の高齢者施設を訪問し、わらべうたを披露する、(d)卒園児が営んでいる館の店に出向き、千歳飴を作る、等、園児が地域に出て行く取り組みも行っていきます。		
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		b
<コメント>		
●園では、ボランティア受け入れに関する明文の規定やマニュアルは、今のところ策定していませんが、従前から、(1)高校生、大学生になった卒園児に園のイベントの手伝いをしてもらう、(2)宿泊行事にボランティアの人に同行してもらう、といった形でボランティアを受け入れてきました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、ボランティアの受け入れを拡大していく考えを持ち、在り方について検討を重ねています。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
●園に関わりが深い行政機関として、川崎市子ども未来局、川崎区役所大師支所、南部地域療育センター、子ども家庭センター（中央児童相談所）等があります。これら機関に加えて、地元の警察署、消防署、嘱託医、近隣の病院、契約している警備会社、民間の発達支援センター等の機関も合わせたリストを作成すると共に、園の電話機に短縮登録設定を行い、直ぐに連絡を取れる体制を整えています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>	
●園は、複数のルートを通して地域の情報を入手しています。まず、川崎市社会福祉協議会、川崎市保育園園長会、「東門前1、2丁目町内会」等に加盟しており、園長がこれらの総会、定例会等に出席して、地域の福祉ニーズや課題等の情報を入手しています。また、すぐ近くにある姉妹園の大師保育園とは、交流保育を行っていることもあり、地域の情報について、互いに情報交換及び、情報共有しています。さらに、第三者委員の内の1人は民生委員を務めており、同委員からも地域の情報を得ています。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>	
●法人は、定款に、「保育所における保育事業を行うことにより、労働者の福祉の充実及び雇用の安定に寄与する」と定めています。その具体化が、東門前保育園を含め3つの保育園の運営になります。そして、東門前保育園においては、さらに、「地域との交流～地域に根ざし、地域と共に発展する保育園を目指して～」という事業方針を掲げています。その具体化として、(1)園や地域の行事及び地域の子育てに関する情報を提供する、(2)未入所児童や地域の児童を対象に、参加できる行事を増やし交流を広げる、(3)健康相談、離乳食試食会、園庭開放、園の行事への招待などを行う、等を挙げています。このように、地域交流を積極的に展開しています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント>		
●園の保育方針には、「一人ひとりの子どもの心を大切に」という文言を挿入しています。また、保育目標でも、「一人ひとりが大切にされる」、「個性を尊重」等の文言を挿入しています。「重要事項説明書」においても、運営の方針について、「当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し（まず）」と明記しており、さらに、「全体的な計画」では、上記の保育方針、保育目標に加え、「保育所の役割」として、「子どもの人権に十分配慮する」と記しています。このように、あらゆる面で、子どもを尊重するという基本姿勢を明確に打ち出しています。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	
<コメント>		
●園では、プライバシー保護に関する明文規定、マニュアル等は、今のところ策定していませんが、更衣時、水遊びやプール活動時においては、(1)着替えはカーテン等で仕切られた特定の場所で行う、(2)着替える時には全裸にならないようにする、(3)園庭のプールに移動する時は、室内で水着に着替えてから移動する、等を心がけています。また、排泄や排泄後のシャワー浴についても、他の園児からも見えないように行う等の配慮をしています。今後は、屋外プールでの活動中の様子を、道路から完全に見えないようにすることが期待されます。		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

●入園希望者の見学については、年間を通して、毎週1回程度、見学日を設定しています。1回当たりの見学では、同時に3組まで受け入れています。見学者には、パンフレットを手渡して説明をしています。感染症防止のため、現在は園内見学を控えてもらっていますが、代わりに、園内の様子を撮影した写真集を見せて、それにより保育室内の様子や設備等を確認してもらっています。質問も多く出されるので、1回あたり30分から60分の時間をかけて丁寧に説明をしています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

●入園が決定した子どもの保護者に対しては、まずは、2月に入園関連資料を送付し、園の特長や保育の内容を事前に把握してもらっています。その上で、個別相談を設定し、親子で向かい合ってもらい、園長と看護師とが応対し、子どもの状況、配慮を要する事項、保護者の意向等を把握しています。個別相談の場では、入園に当たり用意してもらおう物品の実物を見せる等の配慮もしています。また、保護者の要請があれば、通訳者や手話通訳者の手配も行います。入園後の慣らし保育期間中は、保護者にも登園してもらい、子どもの様子を見てもらいつつ、改めて保護者の意向を聞き取っています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

a

<コメント>

●園では、卒園後の対応窓口担当者等は決めていませんが、卒園式では、「これからも機会があれば園を訪ねてほしい」と口頭で伝えています。その通り、中学生、高校生になってからも訪ねてくれる児童もいます。そして、児童たちは、運動会の際には、ボランティアとしても協力してくれています。運動会では、園児と小学生と一緒に参加できるプログラムも用意しており、卒園後もつながりの持てる雰囲気根付いています。転園した先の保育園からの問い合わせについては、その都度、保護者の意向も踏まえて、個々に判断しています。

(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

●園では、毎年度末に「保護者アンケート」を実施しています。また、年度当初と年度末の年2回、「合同懇談会」及び、「クラス懇談会」を開催しています。さらに、「白樺会」と称する、保護者で構成し、イベントを主催、共催する組織もあります。こうしたアンケート、懇談会、白樺会で出された意見、要望、苦情等は、まずは園長が集約し、その上で、園長と主任保育士2名とで対応を検討し、次年度の「全体的な計画」、「年間行事計画」、各行事のプログラム等に反映できるよう努めています。保護者アンケートの結果は、公表もしています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

●苦情、要望等に関する相談窓口については、「保育園のしおり」、「重要事項説明書」の両方に仕組みを掲載しています。両文書には、苦情受付担当者（主任保育士）、苦情解決責任者（園長）、第三者委員2名（民生委員、社会福祉協議会事務局長）の氏名、肩書き（重要事項説明書のみ記載）、電話番号を明記しています。そして、第三者委員による、(1)斡旋、(2)調整、(3)話し合いへの立会い、(4)助言、等についても定めています。このように、仕組みを整えていますが、日頃から保護者とのコミュニケーションが取れているため、苦情そのものがほとんどない状態を維持できています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

●園では、苦情、相談、意見、要望等については、気軽に申し出てほしい旨を日頃から保護者に伝えていきます。そして、その方法については、電話、文書、メール、直接の申し出のいずれでも良いこと、また、申し出相手についても、園長、主任、クラス担任、第三者委員等、保護者が選択ができることも伝えていきます。園内で直接話を聞く場合には、他の保護者から見えないように事務室内で聞いています。園では、日頃から保護者とのコミュニケーションが取れているため、こうしたケースにおいても、園に対する苦情に関する相談はほとんどなく、子育ての相談などが主な内容になっています。

<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a
---	---

<コメント>

●園では、年に2回実施する「合同懇談会」及び「クラス懇談会」、年度末に実施する「保護者アンケート」等、保護者の意見、要望等を聞く定期的な機会、場を設けています。しかし、何よりも、日々の登園時、降園時において、保護者の話をしっかりと受け止めることを第一に心がけています。その際、苦情的な内容が含まれている時には、「わかりません」とは言わず、「確認してきます」と答えるよう職員に伝えています。そして、直ぐ園長もしくは主任に報告してもらい、園長、主任の指示、助言に基いた返答をするよう指導しています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a
---	---

<コメント>

●園では、「緊急時マニュアル」、「不審者対応マニュアル」、「事故発生時の対応について」といった複数のマニュアルを策定しており、そこで、(1)ケガ、(2)骨折、(3)病気、(4)侵入者発生、等の場合の対応の仕方、連絡体制、救急車の手配等について、チャート図を用いて手順を示しています。また、「重要事項説明書」において、「緊急時等における対応方法」と題する一節を設け、事故等の際の受診医療機関名を記しています。職員に対しては、ヒヤリハットがあれば、その都度報告を求め、また、安全点検チェックを避難訓練時に行っています。いずれも、小さな問題点から、直ちに再発防止策を検討しています。

<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

●園では、「保健・衛生マニュアル」を策定しており、そこで、(1)健康安全、(2)感染症、(3)保育看護、(4)薬の預かり、等について定めています。また、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」、川崎市こども未来局の「川崎市健康管理マニュアル」にも依拠して、感染症対策を講じています。感染症対応手順の中でも特に重要なものについては、A4用紙1枚にまとめたものを保育室内に置き、いざという時、直ぐに参照できるようにしています。また、嘔吐処理のセットを各保育室に置くと共に、看護師が定期的に処理方法を教示しています。

<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

●園では、災害発生時の避難経路図を作成すると共に、毎月行う避難訓練時の避難場所も、(1)園内（待機）、(2)園の隣にある東門前公園、(3)園から徒歩5分の大師公園、(4)園から徒歩2分の東門前小学校、等複数の場所を想定して実際に移動しています。想定災害も、火災、地震、不審者侵入、複合災害等、複数のタイプを想定して行っています。災害時の保護者への連絡については、「緊急連絡票」を整えており、電話、メール、掲示板等、複数の手段を予定しています。備蓄品についても、3日間以上の物資を確保しています。

2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	第三者評価結果
--	---------

<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	b
---	---

<コメント>

●園では、職員に対する教育は、先輩職員がOJTにより行うことを基本にしており、詳細な保育マニュアルは、今のところ策定していません。しかし、新人職員については、「新人 申し送り事項」と題する、簡易なマニュアルを作成しています。同マニュアルでは、(1)保育にあたる際の態度、姿勢、(2)守秘義務、マナー等の基本的遵守事項、(3)事務処理等の手順、等について、具体的に箇条書きにし、読めば分かる内容にしています。今後は、新人職員に対する教育、研修についても、指導内容、指導方法をマニュアル化していくと尚良いでしょう。

<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	b
---	---

<コメント>

●園では、「保育マニュアル」と題するような総合的なマニュアルは、今のところ策定していません。しかし、「事故発生時の対応について」、「保健・衛生マニュアル」、「緊急時マニュアル」等、保育の場面ごとの注意事項、予防策、処理方法、対応策等をまとめたものは複数策定しています。これらのマニュアル類については、園長が、主任や看護師と共に定期的な見直しを行っています。また、法令指針等の改正があった時にも見直しています。今後は、まずはマニュアル類の体裁、様式等を統一することを期待いたします。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

●入園が決まった子どもの保護者には、「児童票」、「健康記録表」、「離乳食食材チェック表」、「入園前健康診断記録票」等の記入を求め、それにより子どもの状況、とりわけアレルギー、障害等の要配慮事項を確認しています。その上で、個別面談を行い、園長と看護師が、子どもの状況を確認すると共に、保護者から直に意向を聞き取りながら、「面接表」に書き込んでいきます。これらを基に「個別指導計画」を作成しますが、慣らし保育期間中に、子どもの実際の様子を踏まえて、より適切な指導計画にしています。その時点で確定した「個別指導計画」は、全職員で共有しています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

●園では、1年を4期（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）に分けており、年間指導計画も4期に分け、期ごとに目標や実施内容を定めています。そして、各期の終わりには、全職員でその期の振り返りを行うと共に、次の期の目標、実施内容について、必要があれば修正を行っています。こうした積み重ねの上で、年度末には、第4期を含む1年間の振り返りを行っています。そこで出された意見を基に、園長、主任、担任で協議を行い、次年度の年間指導計画を決定しています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

●園では、各種の記録用紙について、川崎市が様式、書式を定めているものについては、それを使用することとしており、記入方法についても記入マニュアルに基いて処理しています。新人職員に対しては、同マニュアルを基に、先輩職員が書き方を指導しています。その上で、園長が記録用紙のチェックを行っています。このような取り組みにより、園として統一の取れた記入方法となるよう努めています。園児個人ごとの記録用紙については、個人別ファイルにまとめ、事務室内の鍵のかかる書架に保管しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

<コメント>

●運営法人では、「個人情報保護規程」を策定しており、その中で、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせないようにすることを職員の義務としています。この規程の条文は全職員に配付しており、園長は、常に徹底遵守を求めています。また、「全体的な計画」の中でも、「保育所の役割」の項で、「利用者の個人情報を適切に取り扱う」と記しています。保護者に対しては、個人情報に対する園の方針を「合同懇談会」等で説明しています。しかし、「保育園のしおり」、「重要事項説明書」のいずれにおいても、個人情報保護に関する記述がないので、今後は、文書でも園の方針を説明することが望まれます。

第三者評価結果

事業所名：東門前保育園

A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●「全体的な計画」には、冒頭に保育理念、保育方針、保育目標を記載しています。それらに加えて、保育の方法や保育所の役割等についても記しています。ここで共通している要素は、一人ひとりの子どもについて、(1)大切にすること、(2)発達過程をふまえること、(3)個性を認める、という点です。次年度「全体的な計画」の策定は、毎年度1月頃、各クラスで今年度版の振り返りを行うところから開始します。クラス担任は、振り返りの結果を園長に提出します。園長は、それを基に主任保育士と共に検討を重ね、保護者アンケートの結果等も加味して、次年度の「全体的な計画」として確定させています。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●保育室は、全室とも南向きで、園庭に面しており、太陽光が存分に注がれています。2階の保育室にはテラスがあり、この部分も活動スペースにしています。室内には、エアコン、換気扇、扇風機、サーキュレーター、空気清浄機、加湿器を備え、快適な環境で過ごせるようにしています。なお、乳児用の2室には、床暖房も入っています。室内においては、乳児は、年間を通して裸足です。幼児は、4月～11月は裸足で、12月～3月は上履き使用としています。寝具は、園で用意する布団を使い、シーツのみ保護者持参としています。幼児はホールで午睡しており、寝食が別になっています。なお、5才児は午睡を行っていません。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●子どもが、安心して自分の気持ちを表現できるようにするために、保育士は子どもの表現や言葉をそのまま受け止めるように努めています。そのために、(1)まずは子どものそばに居ること、そして、(2)子どもに声をかけること、さらに、(3)子どもからの言葉を引き出せるように言葉のヒントを出してあげること、を心がけています。言葉かけにあたっては、たとえば、(a)「走らないで！」ではなく、「歩こうね!」と肯定的な言い方をし、(b)「〇〇ができたなら、△△してあげる」といった、条件を付けた言い方はしない、等を心がけています。こうした接し方については、新人職員には、3月中に教えると共に、4月以降は、日々の保育の中で、OJTにより指導しています。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●子どもたちが生活習慣を身につけられるように、乳児の頃から、例えば、オムツ交換の際には、「キレイになったね!」等と先ずは話しかけ、声をかけることを基本にしています。このようにして愛着関係を深めていくと、やがて子どもから行動を起したり、保育士のマネをしたりするようになります。例えば、保育士が、子どもの横で口に水を溜める仕草をして口をゆすぐ等、子どもの「自分もやってみたい」という気持ちを引き出します。こうした働きかけは、ある程度自分でやれるようになってから始めるようにもしています。後に、手順を書いた絵を貼っておき、子どもが絵を見ながら自分でやってみる姿を見守っています。</p>	

<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
--	---

<コメント>

●園庭では、野菜、果物、稲等を育てており、加えて、クワガタ、カブトムシ、蝶、熱帯魚等、昆虫や魚も飼育しているので、子どもたちは、常に自然に親しむことができます。遊ぶ場所も、園庭に加えて、すぐ隣の東門前公園も使用し、大きく走り回る運動もできます。活動に当たっては、グループ活動や係活動を取り入れ、みんなで分担する、みんなで協力する、達成をみんなで喜び、ことを学べるようにしています。加えて、元々異年齢クラスであるため、年下の子どもと関わる中で思いやりの気持ちが育っていきます。

<p>A-1-(2)-⑤</p> <p>【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●園では、生後5ヶ月から乳児を受け入れています。クラスは、0才児と1才児との混合クラスですが、保育士は担当制にして、一対一の関わりを重視しています。そして、ハイハイ、伝い歩き等、大きく体を動かす全身運動ができる、子どもにとって居心地の良い空間作りを心がけています。また、つまむ、引っ張る等、指先の発達を促すために、くすぐり遊びや、体に触れ合う遊び等を増やしていきます。そのために、手作り玩具も、身近にあるミルク缶、牛乳パック、フィルムケース、マジックテープ等を活用して、様々な玩具を用意しています。

<p>A-1-(2)-⑥</p> <p>【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●1歳～2歳児は、自分でしたいという気持ちが出始めますが、そういう時、職員はまずは「やってごらん!」と、その子の意思を尊重します。そして、できないようであれば、「手伝おうか?」と聞いたりもしますが、基本的には、その子が納得するまで見守っています。子どもは、できないと癪癪を起すこともありますが、見守ることで、やがて直ります。また、他の子どもとのトラブルも出始める頃ですが、そういう時は、「〇〇したかったんだね?」と、その子の思いを受けとめるようにしています。このような、子どもの思いを代弁してあげることを重視しています。また、噛みつき等が起こるのを未然に防止できるよう、「保育士は、前だけでなく後ろにも目をつける」ことを常に心がけています。

<p>A-1-(2)-⑦</p> <p>【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●園では、3歳児～5歳児が一緒になる縦割りクラス編成を取っています。そして、描画製作、わらべうた、伝承集団遊び、素話(すばなし)等、東門前保育園ならではの活動を通して、(1)日本の伝統文化に親しむ、(2)一緒に遊び、生活を共にしていく中で人との関わり方を深めていく、(3)好きな遊びに集中し、発展させる、といった面を育てています。また、上の子は下の子を労わる、下の子は上の子の振る舞いを見て学ぶ、といった関わりも深めています。そして、伝承遊び等は、保育士が自ら伝えることも基本にしています。新人保育士も、まずは子どもと一緒にあって、先輩保育士から教えてもらい、やがて自ら学ぶことで覚えていきます。

<p>A-1-(2)-⑧</p> <p>【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●障害のある子どもについては、入園前の個別相談の時から保護者とよく話し合い、園として配慮すべき事項を定め、また、行政や民間支援センターの支援を受けられるよう情報提供しています。障害のあるなしに関わらず、保育活動をみんな一緒に行うことで、他の子どもたちも、障害のある子どもの特性を理解できるようになっていきます。職員は、子どもたちが互いに尊重し合うような気持ちを育てています。障害に関する外部研修については、特にクラス担任は積極的に受講し、知見を増やすよう努めています。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
---	---

<コメント>

●園児の中には、11時間近くを園で過ごす子どももいるので、降園時間までゆったりと過ごせるような環境の構築と、職員間の引継ぎ体制の整備を図っています。環境構築では、(1)夕方は15時30分から園庭で遊べるようにする、(2)延長時のおやつは、ホールでいただく、(3)マットや仕切りでスペースを作る、等の工夫をしています。引継ぎについては、「引継ぎ表」に連絡事項や子どもの様子を書き込むと共に、口頭でも遅番保育士に伝えています。それにより、お迎えの保護者に今日一日の様子をしっかりと伝えることができています。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
---	---

<コメント>

●園では、3歳～5歳児を合同クラスにして一緒に活動していますが、5歳児については、小学校進学を見ずえて、4月進級時から、午睡はなくしています。そのため、午睡の時間帯は5歳児のみで活動しています。この時間帯に、小学校での生活を見通せるような活動も取り入れています。例えば、(1)傘をたたむ、(2)洋服をたたむ、(3)靴を立ったままで脱ぐ、履く、(4)雑巾がけをする、等に取り組んでいます。また、小学校を訪問する、姉妹園の年長児と交流する、等の取り組みも行っています。保護者に対しても、(a)就学前検診の案内をする、(b)早寝早起き等を習慣付けた方がよいことを知らせる、(c)就学に向けた話をする、等、不安を取り除ける情報提供に努めています。

A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価結果 a
---	------------------

<コメント>

●園では、川崎市子ども未来局子育て推進部が策定している「川崎市健康管理マニュアル」と共に、園でも「保健衛生マニュアル」を策定して、健康管理、安全確保のための取り組みを行っています。「保育園のしおり」では、「健康・安全について」と題する一章を設け、そこで、(1)健康診断等の実施、(2)登園時の体温測定、(3)保育園での与薬、(4)予防接種、(5)感染症罹患の際の登園基準、等々について記しています。SIDS（睡眠時無呼吸症候群）については、0歳児は5分おきに、1歳児は10分おきに、そして、2歳児は15分おきにプレスチェックを行っています。また、保護者には、入園時にSIDSのプリントを配付して理解の助けにしています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
---	---

<コメント>

●定期健康診断は、0歳児・1歳児については、年6～7回、2歳児～5歳児については、年3回行っています。歯科健診は、全園児に年2回実施しています。園では、「健康ノート」と題する小冊子を作成しており、それに健康診断や歯科健診の結果、身体測定の数値を記録しています。「健康ノート」を保護者に渡すことで、結果を伝えています。そして、保護者にも予防接種記録の記入を依頼しています。このようにして、卒園までの健康に関するデータが蓄積されていきます。卒園時には保護者に手渡しますが、子どもの最長6年間に亘る貴重な成長記録になっています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
--	---

<コメント>

●園では、川崎市子ども未来局子育て推進部が策定している「川崎市健康管理マニュアル」に依拠して、アレルギー対応に取り組んでいます。除去食の提供に当たっては、(1)トレイは専用のものとする、(2)除去食を先に作る、(3)配膳の前に調理員が確認し、さらに保育士も確認する、により万全を期しています。トレイの色が違うことについて、他の子どもたちには、「食べるとかゆくなっちゃうんだよ」等の説明により、個々の事情を理解できるようにして、みんなで一緒に食事を楽しめるよう配慮しています。アレルギーに関する外部研修には、特にクラス担任は、積極的に参加しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
●園では、給食は調理サービス請負会社に委託して、園内で調理して提供しています。献立は、川崎市統一献立を使用しています。食材は、委託会社が発注していますが、園で子どもたちが育てた野菜や果物も随時使い、食への関心が増すようにしています。また、料理の提供方法については、幼児クラスでは、部屋の中央に料理を並べ、子どもが、トレイに自分の食べる分をよそって行くバイキング形式にしています。これは、子どもたちに、自分の身体と対話しながら、自分の食べられる量を掴んでもらいたいという思いで行っているものです。さらに、3歳児の料理は、5歳児がよそっています。これにより、年長児にとっては、3歳児の適量がわかり、3歳児にとっては、上の子がよそってくれた料理という感謝の思いを持つことができ、良い取り組みです。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
●川崎市統一献立は、2週間サイクルが基本ですが、雑祭り、七夕、クリスマス等の行事食や世界の料理等が、予め献立に組み込まれています。園では、統一献立を原則にしながらも、芋掘り遠足で収穫した芋を使う等、園独自のメニューも随時加えています。委託の調理員には、子どもたちが食べている様子を見てもらい、好き嫌いの傾向や残食状況を把握してもらっています。また、給食会議にも出席してもらい、保育士と残食等について協議した上で、食材の切り方や味付け、調理法を変える工夫をしています。園では、年間を通したお米の生育を食育に組み込んでおり、採れたお米を使っておにぎり作り等もしています。他にも、梅ジュース作り、味噌作り等バラエティに富んだ食育を行っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
●園では、連絡帳(3歳児まで)、メール、園だより、クラスだより、保健だより、給食だより、給食献立表等、様々な形で保育活動の様子を保護者に伝えています。また、園内に、給食見本、職員の氏名・顔写真、行事写真、本日の出来事等も掲示しています。さらに、年に1回、個別面談を行い、保育園の様子を伝えと共に、家庭の様子も聞いています。面談は、平日の午後から夕方にかけて、1人20分位の時間をかけて、丁寧に行っています。また、保育参観もできるようにしています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
●園では、連絡帳、日々の登園時及び降園時のやり取り、個別面談等、保護者からの相談を受ける機会・場を複数用意しています。お迎えの際には、保育士は、「何か(困ったことなどが)ありますか?」と積極的に声をかけるようにしています。実際に相談の申し出があったときは、別途、場を設定して、事務室等で他の保護者から見えない場所で相談を受ける等、配慮しています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
●「東門前保育園運営規程」では、「虐待防止のための措置」と題する一条を設け、虐待防止のために、責任者を設置する等の体制整備を行うこと、また、職員研修を行うことを定めています。この定めについては、「重要事項説明書」にも記載し、保護者にも伝えています。そして、「子ども虐待対応の手引き」、「川崎市子どもを虐待から守る条例リーフレット」を基に、虐待予防に努めています。毎朝の視診の際、職員は、子どもに何か変化がないか、注視するよう努めており、兆候が感じられた時は、直ちに園長に報告すると共に、子どもの様子を保護者に伝えて話を聞く等の対応を取っています。ケースによっては、こども家庭センター(中央児童相談所)と連携を取れる体制を整えています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>●園では、職員の自己評価表を策定しています。自己評価は、行動評価と実績評価の2つの面を評価します。行動評価では、「行動・役割」、「規律」など9項目が設定され、実績評価では、「業務の成果」、「創意工夫・業務改善の成果」の2項目が設定されています。職員は、自己評価表を記入後、園長に提出します。園長は、評価表を基に、年2回、面談を行うと共に、評価者としての評価も付けます。自己評価表の全体の集計結果は、職員にも開示しています。このような仕組みにより、保育の質の向上に取り組み、より良い園作りに尽力しています。</p>	